

草津市災害時受援計画の概要について

1. 作成の経緯

本市は令和2年度に草津市業務継続計画(震災編)を作成し、非常時中止業務の選定をしましたが、一方、大規模災害が発生した場合であっても、災害対応業務や通常業務で継続すべき業務である非常時優先業務が多くあることが判明しました。

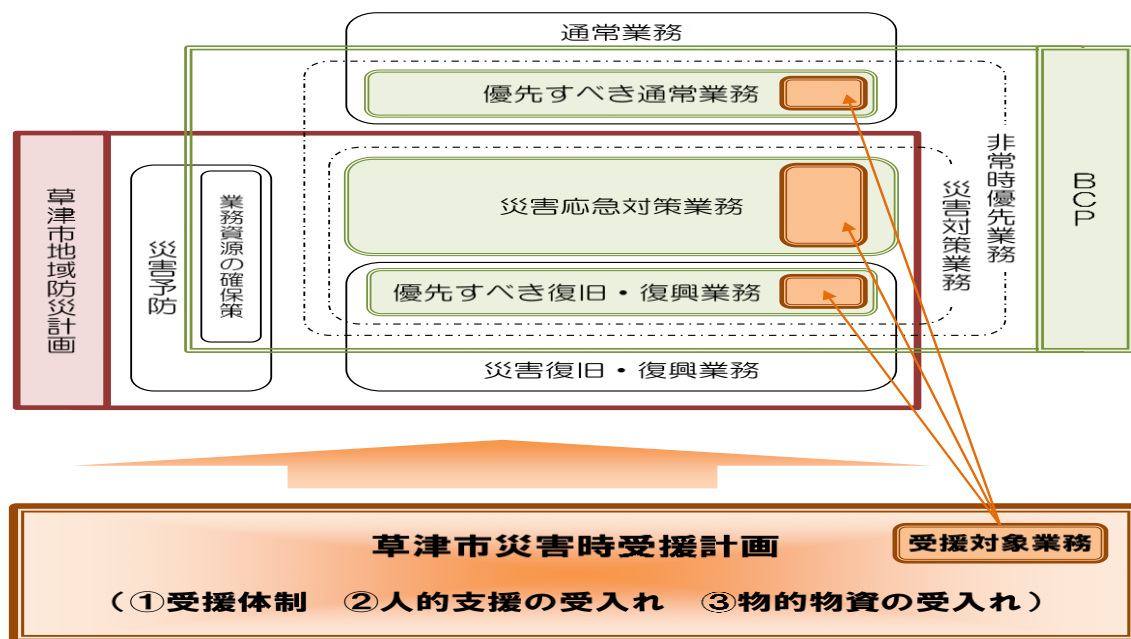
大規模な災害が発生した場合、市は職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業などの応援を最大限活用することが求められます。

本市は、大規模災害が発生した場合、外部からの応援を円滑に受け入れ、本市職員と応援職員が連携し、状況認識の共有化を図り災害応急対策、災害復旧・復興に取り組んでいけるよう、庁内内部マニュアルとして「草津市災害時受援計画」を作成します。

2. ポイント

●計画の概要や骨子について

第1章 総論 第2章 受援体制 第3章 人的支援の受入れ 第4章 物的支援の受入れ
第5章 様式集の構成となります。本計画は、草津市地域防災計画、草津市業務継続計画(震災編)に定める業務を災害時に実施するため、外部からの応援を最大限活用するためのものであり、地域防災計画と草津市業務継続計画(震災編)を下支えし、補完するものです。



1. 草津市地域防災計画は、①災害予防、②災害応急対策、③災害復旧を定める。
2. BCPは、非常時優先業務を定める(=災害対策業務+優先すべき通常業務)。
3. 草津市災害時受援計画は、①受援体制を定めるとともに、非常時優先業務の中から受援対象業務を選定したうえで、②人的支援の受入れ、③物的支援の受入れについて定める。